別表六(九)の記載要領等第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号」を「同条第８項第３号」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４第１項」を削り、同第11号中「令和６年４月１日」を「令和９年４月１日」に、「事業年度に該当する」を「事業年度である」に改め、同号(1)中「若しくは「14」」を「、「12」若しくは「16」」に改め、同第13号中

「「税額控除割合 ((10)、(15)又は(16))＋((10)、(15)又は(16))×(11)（小数点以下３位未満切捨て）(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)」」を「「税額控除割合 ((10)、(11)又は(12))＋((10)、(11)又は(12))×(13)（小数点以下３位未満切捨て）(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)」」に改め、同第四号及び第五号を次のように改める。

４　「(7)　＞　４　％　の　場　合　((7)－4/100)×0.625（小数点以下３位未満切捨て）(0.05を超える場合は0.05)」(17)及び「(7)＜マイナス４％の場合((9)＞10％の場合を除く。)　((7)＋4/100)×0.625（小数点以下３位未満切捨て）(マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)」(18)の各欄は、当該事業年度が租税特別措置法第42条の４第19項第４号に規定する設立事業年度である場合又は「比較試験研究費の額（別表六(十一)「５」）(5)」の金額が０である場合には、記載しないこと。

５　「当期税額基準額((16)＋(別表六(十三)「９」))×(0.25＋((17)と(19)のうち高い割合)又は(18)))(20)」の欄は、当該事業年度が租税特別措置法第42条の４第３項第１号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度である場合には、「0.25」とあるのは、「0.4」として記載すること。

別表六(九)の記載要領等第六号中「「当期税額控除可能額((18)と((22)又は(25))のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「31」、「34」又は「36」)(26)」」を「「当期税額控除可能額((15)と(20)のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「26」、「29」又は「31」)(21)」」に、「「((18)と((22)又は(25))」を「「((15)と(20)」に、「別表六(九)付表「31」、「34」又は「36」)」」を「別表六(九)付表「26」、「29」又は「31」)」」に改める。

別表六(九)付表の表を次のように改める。